

通所型サービス A の人員・運営に関する基準について

人員基準

職種名	資格要件	配置要件
管理者	特になし	常勤・専従 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
介護職員	特になし	サービス提供時間数に応じて、専従で通所型サービス A の提供に当たる介護職員が所定の人数確保されること ①その日の利用者が 15 人まで・・・1 人 16 人以上・・・15 人を超える部分の利用者の数を 5 で除した数に+1

設備基準

設備	要件
食堂及び機能訓練室	合計した面積が、3 m ² ×利用定員以上
消防設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令に規定された設備
その他の設備	それぞれの用途に必要な広さと機能を有すること

運営規程に記載すべき事項

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ④指定通所型サービス A の利用定員
- ⑤指定通所型サービス A の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥通常の事業の実施地域
- ⑦サービス利用にあたっての留意事項
- ⑧緊急時等における対応方法
- ⑨非常災害対策

⑩虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日までに記載）

⑪その他運営に関する重要事項

○注意

（指定通所サービス A の内容及び利用料その他の費用の額）

第〇条 通所サービス A の内容は、次に掲げるサービスを行うものとする。

- （1）日常生活援助
- （2）生活指導（相談・援助等）
- （3）健康チェック
- （4）送迎
- （5）レクリエーション（創作的活動事業）
- （6）入浴（自己負担）
- （7）食事の提供（自己負担）

第2項 通所サービス A を提供した場合の利用料の額は、「玉名市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

なお、（5）～（7）については、選択サービスとなりますので、各事業所で判断してください。